

## 高知県史編さん編集委員会設置要綱

### (目的)

第1条 高知県史の編さんを円滑かつ効果的に推進するため、高知県史編さん編集委員会（以下「編集委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 編集委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高知県史の編集に関する事。
- (2) 歴史資料の調査に関する事。
- (3) 広報啓発及び人材育成に関する事。
- (4) 高知県史編さん専門部会（以下「専門部会」という。）の各部会間の調整に関する事。
- (5) その他高知県史の編さんにおける必要事項に関する事。

### (組織)

第3条 編集委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、高知県史監修者をもって充て、編集委員会を代表し、その事務を統括する。
- 3 副委員長は、委員の中から互選し、委員長を補佐し、委員長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、専門部会の各部会の部会長及び副部会長をもって充てる。
- 5 各時代、分野に関する専門事項を所掌するため、別に高知県史編さん専門部会を設置する。
- 6 各専門部会の部会委員だけでは対応できない専門領域の調査を行う「特別調査委員」並びに各専門部会の調査結果を基に県史の執筆を担う「執筆委員」を必要とする場合は、各専門部会の協議を経て、適宜必要な委員を委嘱することができるものとする。

### (任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、5年とする。

- 2 任期の途中で委員が辞任した場合、後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第5条 編集委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 委員は、委員会の当日までに委員長に委任状を提出することにより、代理の者を会議に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 編集委員会の庶務を処理するため、文化生活部県史編さん活用課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、編集委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和7年9月22日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。